

主な質疑

説明会開催日・会場

令和3年10月23日 第二小学校（参加人数 79人）
 令和3年10月30日 松中小学校（参加人数 61人）
 令和3年10月30日 大山小学校（参加人数 30人）

	質問	回答
運営事業者に関する 質問	運営事業者は、どのような事業者になる予定ですか	現在、事業者の選定を行っていますが、事業者の条件として平成28年度以降に、他自治体で放課後子ども教室の運営業務を受託した実績のある事業者としておりますので、子どもに係る事業のノウハウを持った事業者が選定されると考えています。
	運営事業者のスタッフには、資格等の要件はあるのでしょうか	事業者のスタッフのうち、責任者及び副責任者においては、放課後児童支援員資格、児童厚生員、保育士資格、幼稚園教諭免許又は教員免許を有することを条件としています。
	通常の開催日では、スタッフを何人配置する予定ですか	6人以上の配置を予定しています。
	通常の開催日に配置されるスタッフは有償、無償のどちらですか	事業者が雇用するスタッフが配置されますので有償です。
	拡充型放課後子ども教室に従事する人のための業務マニュアルは作成しますか	作成する予定です。
	拡充型放課後子ども教室の導入にあたり、保護者としては安全・安心と事業者の質が気になるが、参加者が支払う費用が年間1,000円という安価な中で、事業者はしっかりと見守りができるのですか	安全・安心や事業の質の確保策として、事業開始前の3か月間を準備期間とし、学校ごとの運営の細かいルール作りを行っていきます。その際、各校の状況（安全上注意する場所や施設の特徴など）の確認も行います。また、準備期間、運営開始後も含め、市は事業者の運営についてチェックしていきますので、何か心配な点等がありましたら随時改善するように努めながら事業の質を高めていきます。 参加者が支払う費用は保険料等の実費に充て、運営に必要な費用は市の予算で対応していきます。なお、運営は令和4年度から令和8年度までの5年間は同一事業者で運営していく予定です。
	拡充型放課後子ども教室ではおやつを提供はありますか	ありません。
	拡充型放課後子ども教室の後、そのまま児童館に行くことは可能ですか	児童館は、児童館ランドセル来館事業の登録者は除き、一度帰宅した後に来館することを原則としている施設です。そのため、拡充型放課後子ども教室の後に帰宅せずに児童館に行くことはできません。
	学校がお休みの日の開催の場合、途中で帰宅した後に再度参加することは可能ですか	学校がお休みの日の開催では、出入りは何度でも可能となります。ただし、出入りの度に受付を通りスクールパスの手続きを行うことが必須となります。

運営方法に関する質問	当日参加するのか、帰宅するのか。参加した場合、何時に帰宅するのか等の判断を子どもに任せるのは心配です	拡充型放課後子ども教室は、子どもたちの自主的な遊びが安全に行われるよう見守りを行う事業であり、子どもたちを保育(お預かり)する事業ではないことから、参加する、しないや帰宅時間については子どもたちの自己管理と考えています。ただし、一定の時間で参加児童全体に「〇〇時になったので帰る人はいますか」等の声掛けについては運営事業者が決定した後に検討していきます。
	拡充型放課後子ども教室から帰宅する時間について、個別に帰宅を促すなどの対応は可能ですか	個別に帰宅を促すことは原則的に行いません。ただし、一定の時間で参加児童全体に「〇〇時になったので帰る人はいますか」等の声掛けについては運営事業者が決定した後に検討していきます。
	参加時、帰宅時のスクールパスの手続きをやらない児童もいるのではないですか	ランドセルを置く教室が受付場所となっており、受付にはスタッフが常駐する計画となっていますので、スクールパスの手続きを行わない(忘れてしまう)子どもはいないものと考えています。
	拡充型放課後子ども教室から帰宅する際は、保護者等のお迎えは必要ですか	必要ありません。
	学童保育所に入所できる児童の要件に「集団生活の中で身のまわりのことが自分でできること」とありますが、拡充型放課後子ども教室では同様の要件はありますか	原則として、実施校に通学する児童およびその学区に居住する私立小学校等に通学する児童は全員参加可能となります。ただし、特別な対応が必要となるケースについては、児童の保護者、運営事業者、市等で協議し、個別に対応していきます。
	居住する学区以外の市立小学校に通学している場合、拡充型放課後子ども教室の登録はどの学校で行えば良いですか	在籍している学校の拡充型放課後子ども教室に登録してもらうこととなります。
	年度途中から登録したい場合は、どのような手続きが必要ですか。また、登録後は、当日から参加することは可能ですか	手続きは、所定の申請書類と費用を運営事業者に提出していただきます。手続き完了後、保険加入等の対応が終了しましたら参加可能となります。申請から参加までの期間は未定ですが、数日程度を想定しています。
	新1年生は、5月まで学童保育所に在籍して、6月から学童保育所を退所した上で拡充型放課後子ども教室に登録することは可能ですか	可能です。
	拡充型放課後子ども教室を導入する学校の児童は、ランドセル来館への申請ができなくなるという理解で間違いはありませんか	間違いありません。ランドセル来館事業は学童保育所に入れられない児童が多くなったことから緊急避難的に実施してきた事業です。拡充型放課後子ども教室を導入することで、子どもたちの居場所が確保されることから、拡充型放課後子ども教室導入校の児童はランドセル来館事業の申請ができないこととしました。
	拡充型放課後子ども教室では、宿題をやる時間等の学習の機会は設けられますか	自主的に宿題をやる子どもたちのスペースは確保できるように努めます。また、低学年と高学年の学校終了時間が異なる場合(例:1~2年生は5時間授業、3~6年生は6時間授業)は、すべての学年の授業が終わるまでは、教室内で宿題や読書、ボードゲームなどを行いながら過ごすことを考えています。その時間を活用して宿題をやることは十分に可能と考えています。
現状の放課後子ども教室では、宿題ができる教室において、密を避けるために人数制限をしていて、宿題をやりたくてもやれない状況が発生していると聞いていますが、拡充型放課後子ども教室の導入後は解消されるのでしょうか	現在のコロナ禍が今後どの程度の期間継続されるのか不透明な段階で、確定的な回答をするのは難しい状況ですが、自主的に宿題をする子どもたちのスペースは確保できるように努めていきます。	

運営方法に関する 質問	教室内で行うゲームはどのようなゲームですか	オセロ等のボードゲームやトランプ等のカードゲームを想定しています。
	拡充型放課後子ども教室では、遊びの指導(例えば、コマ回しやけん玉など)はしてもらえますか	通常の開催においては、自由遊びの見守りが中心となりますので、原則として遊びの指導は行いません。 地域交流デーにおいては、地域の皆様との交流の中で遊びの指導が可能な場面もあると思います。
	定員が無いということで、子どもたちが密になることが心配です	学校の状況により変更の可能性はありますが、現時点では校庭、体育館、教室(1部屋)程度での活動を考えています。校庭や体育館に分散することで密を避けるようにします。
	夏休みの体育館や教室ではエアコンは使用されますか	児童の健康面への配慮から、使用する方向で調整しています。
	地域交流デーの日程はどのように決まるのですか	運営事業者が決定した後に、学校、現在の放課後子ども教室の運営に携わっている運営委員会のみなさん、運営事業者、子ども育成課で協議して決定します。
	臨時のお休みの場合、どのような方法、タイミングで連絡が来るのですか	①学校行事(準備期間を含む)等によりお休みになる場合 運営事業者が、拡充型放課後子ども教室の1か月ごとのスケジュールを毎月発行します。発行にあたり、学校と調整を行い学校施設が使用できない日の把握をして内容に反映させることから、前月の下旬ごろにはお知らせできる予定です。 ②感染症等による学校閉鎖等の場合 急なお休みとなるため、スクールパス等の機能を活用したメールでの連絡がスムーズだと考えていますが、詳細は運営事業者が決定した後に連絡方法を決定します。なお、登録手続きのお知らせをする際には、詳細な運営方法についても併せてお知らせする予定です。
	今後の新型コロナウイルス感染症の状況が不透明な中、事業の継続性については、どのように考えているのですか	現在の放課後子ども教室は、地域の皆さんに運営をお任せしており、運営委員には高齢の方が多くいるため、重症化リスクなど様々な状況を踏まえ、緊急事態宣言期間は、市の判断により活動の見合わせをお願いしています。 一方で、拡充型放課後子ども教室の導入後は事業者に委託することから、市内の児童館等と同様の対応を考えています。 参考までに児童館では、令和3年度は行事開催の見合わせ等の対応はしたものの、概ね通常通りの開館をしています。
緊急事態宣言の発出等により、拡充型放課後子ども教室の利用に一部制限(利用人数の制限)が掛かる場合、保護者の就労等により家庭が留守になる児童を優先的に利用できるようにする等の対応は検討されていますか	現状では考えていません。拡充型放課後子ども教室の登録時には、保護者の就労等の確認をする予定もありません。 万が一、緊急事態宣言の発出等により利用の一部制限が必要となった場合には、その時点の状況により制限内容を検討します。	

運営方法に関する質問	児童館ランドセル来館事業では、18時まで居場所の確保ができていたが、拡充型放課後子ども教室では時間が短くなるので、今後はどのような過ごし方があるのでしょうか	17時15分(10月～2月は16時30分)以降の居場所が必要な児童は、以下の3つの過ごし方を想定しています。 ①拡充型放課後子ども教室ではなく学童保育所を選択する ②拡充型放課後子ども教室を利用した後、一度帰宅してから児童館を利用する ③拡充型放課後子ども教室を利用した後、自宅で過ごす(留守番をする)
	例年、1年生の下校時にシルバー人材センターの方が見守りをしてくれているが、拡充型放課後子ども教室から帰る際には、同様の見守り等は行われるのでしょうか	シルバー人材センターの会員の皆さんによる下校時の見守りは、シルバー人材センターによる地域貢献活動の一環としてボランティアで行われていると聞いています。拡充型放課後子ども教室終了後の帰宅時間については見守り等の対応は予定していません。
事故対応に関する質問	事故等が起こった時の責任の所在はどこにありますか	拡充型放課後子ども教室の実施主体は立川市であり、最終的な責任の所在は市となります。ただし、事業委託していることから事故の初期対応や当面の窓口は原則的に運営事業者となります。
	活動中の事故により怪我等をしてしまった場合の対応はどのように考えていますか。また、保護者のお迎えは必要ですか	怪我の程度によって対応は変わりますが、応急処置程度で対応できる怪我の場合は、運営事業者が対応します。運営事業者のみでの対応が難しい場合には、救急車を呼ぶ等して適切に対応します。 保護者等のお迎えについては、状況によつての判断となりますが、お迎えが必要なケースにおいては、お迎えまでの時間は事業者等が責任を持って付き添うなどの対応を行います。 なお、拡充型放課後子ども教室で加入する保険は、児童館や学童保育所が現在加入している保険と同程度の補償内容を想定しています。
令和4年度導入校に関する質問	令和4年度からの導入校はどのように選ばれたのですか	学校施設を活用して実施する事業のため、校庭や体育館、特別教室などの使用がどの程度可能であるかを確認した上で、学童保育所やランドセル来館事業の申請数などから、子どもの居場所に係る事業に対する需要も考慮しました。また、現在の放課後子ども教室は、地域の皆さんが中心となり10年以上運営していただいていることから、地域の皆さんの意向も伺いました。それらの状況を総合的に判断して、令和4年度から導入する3校を決定しました。
	第二小学校では校舎の建て替えが予定されていますが、工事期間中も事業は継続されますか	現在の計画では、令和9年度に新校舎が完成する計画となっており、それまでの期間で様々な制約が出てくると思われます。一方で、学校教育では制約の中においても校庭等を使用して体育の授業は行う予定と聞いており、拡充型放課後子ども教室も学校教育と同様に実施していけるものと考えています。
今後の展開に関する質問	令和5年度以降に拡充型放課後子ども教室を導入する学校では、今回のような説明会は実施されますか	実施する予定です。

今後の展開に関する質問	<p>拡充型放課後子ども教室の終了時間について、もう少し遅い時間まで利用できたら良いなと思っていますが、今後、時間の延長の予定はありますか</p>	<p>現状では、学校の指導と拡充型放課後子ども教室のルールを極力合わせていきたいという考えから「夕焼け小焼け」のチャイムで事業を終了し、帰宅することを考えています。 令和5年度以降の運営方法については、初年度の運営状況を確認した上で検討していきます。</p>
	<p>1年生の参加は6月からとのことですが、導入の2年目以降に4月または5月から参加できるよう緩和される可能性はありますか</p>	<p>令和5年度以降の運営方法については、初年度の運営状況を確認した上で検討していきます。</p>
その他の質問	<p>学区内の学童保育所の定員が少ないと思うのですが、学童保育所を増設する等の対応は考えていないのですか</p>	<p>拡充型放課後子ども教室を導入することで、子どもの居場所は増えると考えています。また、学童保育所ではなく拡充型放課後子ども教室を選択するという家庭も一定数あり、それにより学童保育所に入所しづらいという状況も少しずつ改善していくものと考えています。現状では、学童保育所の新設等の予定はありません。</p>
	<p>現在は、下校後に校庭で遊んでいる児童がいますが、導入後は遊べなくなるのですか</p>	<p>市内の小学校では放課後の校庭開放は行っていないため、原則的には児童が帰宅後に校庭で遊ぶということはないものと把握しています。 拡充型放課後子ども教室導入後の校庭の利用については、運営事業者決定後に学校、事業者、子ども育成課で話し合い決定していきたいと考えています。</p>
	<p>校庭や体育館をスポーツ団体が利用しているが、拡充型放課後子ども教室が導入されると利用できなくなるのですか</p>	<p>校庭や体育館を各種スポーツ団体が利用していることは把握していますが、担当部署はスポーツ振興課となります。 スポーツ振興課とは、拡充型放課後子ども教室の導入にあたり情報を共有しておりますので、ご質問の内容については、施設利用の申請時等に担当部署からご案内があると思います。</p>